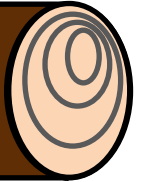
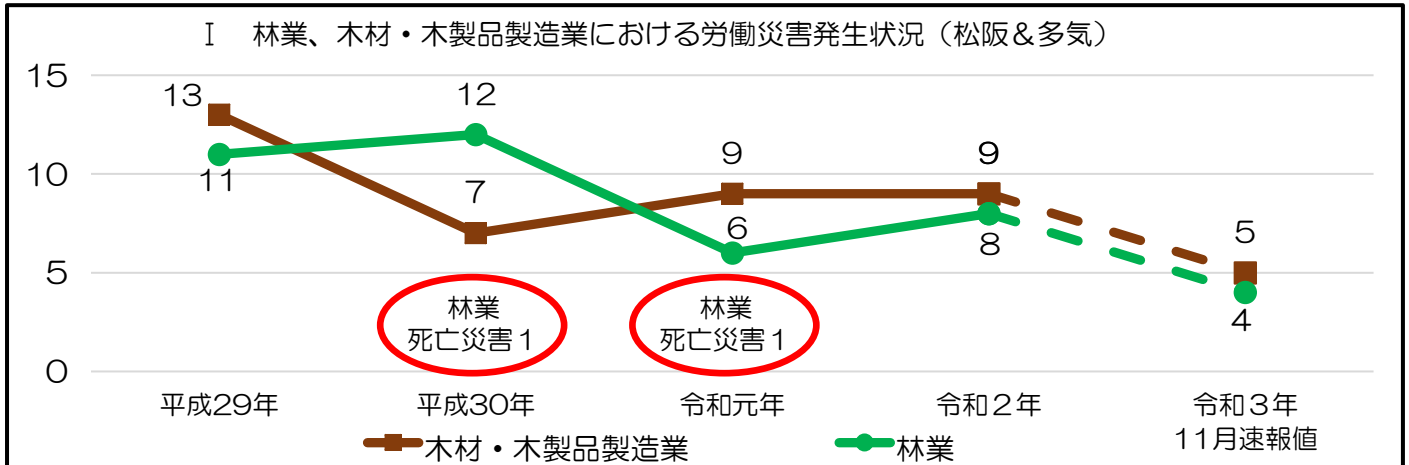


# 労働災害を防止しましょう！！ in 松阪&多気地区 ＜ 林業、木材・木製品製造業 ＞



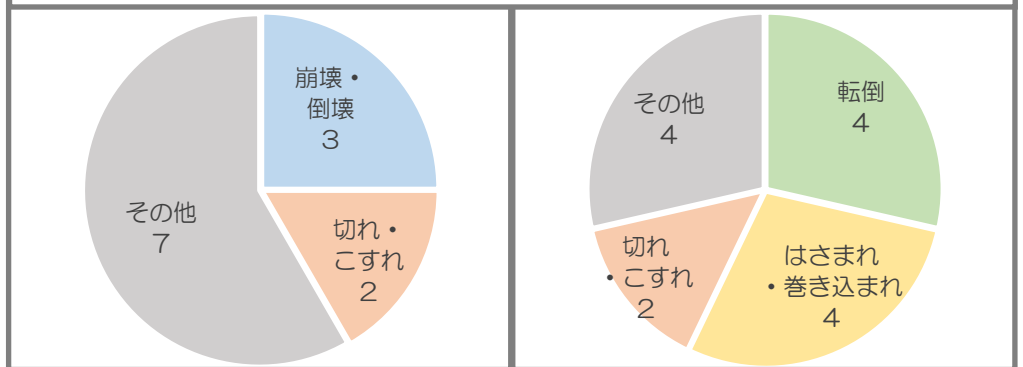
林業、木材・木製品製造業は、当署管内の重要な基幹産業のひとつですが、**例年多くの労働災害が発生**しています。使用者と労働者が**連携・協力**して、**労働災害のない安全で安心して働くことができる職場**を作りましょう！！



松阪署管内では、林業では「崩壊・倒壊」災害、木材・木製品製造業では「転倒」や「はさまれ・巻き込まれ」災害が多く発生し、共通して「切れ・こすれ」災害が複数発生しています。

死亡災害の型も多岐に渡ります。裏面の改正ガイドラインやKYTを参考に、労働災害防止に努めましょう。

II 林業（左）、木材・木製品製造業（右）の労災事故の型別（R2～R3.11）

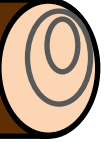


III 林業、木材・木製品製造業における死亡労働災害発生状況（三重県内）

発生年月	業種	被災者職種	被災者年齢	発生状況
1 平成29年7月	木材伐出業	伐出工	70代	被災者は、機械集材機の荷かけ作業を行っていたところ転倒し、腰ベルトから紐で下げたチェーンソー用プラグソケットレンチのマイナスドライバー部分が左大腿部に突き刺さったと推定される。 同僚の労働者が、被災者に無線で連絡がとれないため、様子を見に行ったところ、あぐらをかくような状態で座り込み、呼吸、意識がなく、左大腿部から多量の出血がある状態で被災者は発見された。
2 平成29年8月	木材・木製品製造業	木工	50代	被災者は高周波ウェルダ（木材を貼り合わせる加圧機械）で木材（3枚）の貼り合わせする作業中、両手操作式ボタンで起動後、下降してきたスライド部分に身体を挟まれた。 被災者は、同機械の前に倒れていたところを同僚に発見され、直ちに病院に搬送され治療を受けていたが、8月26日午前3時10分に死亡した。
3 平成29年12月	製材業	製材工	50代	平成29年12月5日午後1時40分頃、被災者を含め4名の労働者がダクトの修繕及び清掃作業に従事していたところ、被災者がスレート葺き屋根を踏み抜いて、約5メートル下のコンクリート地面に墜落し、同日午後10時頃、死亡したもの。 歩み板の設置等の踏み抜き防止措置は講じられておらず、被災者は保護帽を着用していなかった。
4 平成30年8月	木材伐出業	運転手	60代	被災者は、木材市場において現場から積んできた木材をトラックの荷台から卸す準備のため固縛していたロープを解いたところ、最上段に積んでいた木材が落下し、激突された。
5 平成31年4月	木材伐出業	林業	20代	被災者は、県道を2トントラックにより現場から市場へ木材を運んでいたところ、当該トラックが下り坂の緩い左カーブを曲がり切れず、道路外にはみ出し横転した。

# 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」が改正されました。

令和2年1月31日



「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正(令和2年1月31日基発0131第1号)

## 1 改正の趣旨

- 従来より、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(H27.12.7基発1207第3号。以下「ガイドライン」という。 )に基づき、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業(以下「伐木等作業」という。)の安全を推進。
- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(H30.3.6公表)を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における労働災害等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。)により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。



## 2 改正の概要

- ① **改正省令による改正箇所に関する記載**について、安衛則に基づく安全対策(義務)であることをより明確に示すこと。  
(主な安全対策)
  - ・ 安衛則第485条第1項に基づき、**事業者は、労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること。**
  - ・ 安衛則第481条第2項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、**当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止**すること。
  - ・ **かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。**  
(ア) かかられている木の伐倒(図1)、(イ) かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒(浴びせ倒し)(図2)、(ウ) かかっている木の元玉切り(図3)、(エ) かかっている木の肩担ぎ、(オ) かかり木の枝切り  
(ア) 及び (イ) については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、(ウ) から (オ) までについても、**かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難いことから、実施しないよう確実に指導**すること。
- ② 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」中で示された伐木等作業における安全対策の提言を踏まえ、**伐木等作業における労働災害の防止のための作業計画の作成等**の項目を追加すること。
- ③ 伐木等作業の実態等を踏まえ、伐木等作業における労働災害防止対策その他関連する記載をより適切な表現に改めること。
- ④ 「**かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン**」(H14.3.28基安発第0328001号)に係る記載を**ガイドラインに明確に示す**ことにより、伐木等作業の安全を一体的に図ること。



## 危険予知訓練(KYT)を実施しましょう



危険予知訓練は、作業や職場にひそむ危険性や有害性等の危険要因を発見し解決する能力を高める手法です。

どんな危険がひそんでいるか。

・イラストシートの状況の中にひそむ危険を発見し、危険要因とその要因がひきおこす現象を想定して出し合い、チームのみんなで共有する。



これが危険のポイント

・発見した危険のうち、これが重要だと思われる危険を把握して○印、さらにみんなの合意でしぼりこみ、◎印とアンダーラインをつけ「危険のポイント」とし、指差し唱和で確認する。



あなたならどうする

・◎印をつけた危険のポイントを解決するにはどうしたらよいかを考え、具体的な対策案を出し合う。



私達はこうする

・対策の中からみんなの合意でしぼりこみ、※印をつけ「重点実施項目」とし、それを実践するための「チーム行動目標」を設定し、指差し唱和で確認する。

リーダー(司会・進行)と書記を決める。1班5、6人が目安。メンバーは、気付いた危険を以下のように発言する。「～なので～して(危険要因)～になる(事故の型)」

メンバーは、特に対策が必要と思う危険を各自選ぶ。みんなの合意で、「対策に緊急を要するもの、重大事故となる可能性のあるもの(危険のポイント)」を1～2項目にしぼり込む。

リーダーは、「危険のポイント」について、防止するのに「あなたならどうする」と問いかける。メンバーは、具体的に実効可能な対策を「～する」と発言する。メンバーから各3項目程度の対策を出させる。

リーダーは、メンバーにはかって、全員の合意で「チーム行動目標(各1項目)」を決める。「～するときは、又は、～のときは」「～を～して～しよう」